

1 2 月 2 0 日 (金)

(第 4 日 目)

平成25年第4回南関町議会定例会（第4号）

平成25年12月20日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 議案第72号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成25年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）)
- 日程第2 議案第73号 南関町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第74号 南関町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第75号 南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第76号 平成25年度南関町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第77号 平成25年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第78号 平成25年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第79号 平成25年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第80号 平成25年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第81号 平成25年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第82号 平成25年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第83号 平成25年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第84号 南関町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第14 議員提出議案第5号 南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 委員会報告について
「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

平成22年6月議会から継続審査の分

・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

日程第16 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第1号 建設業従事者アスベスト被害者の早期救済・解決を図る
よう国に働きかける陳情書

追加日程第1 議案第85号 指定管理者の指定について

追加日程第2 議員提出議案第6号 建設業従事者のアスベスト問題の早期救済・
解決を求める意見書(案)

追加日程第3 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

| | |
|-------------|------------|
| 1番 井下 忠俊 君 | 2番 境田 敏高 君 |
| 3番 打越 潤一 君 | 4番 鶴地 仁 君 |
| 5番 田口 浩 君 | 6番 島崎 英樹 君 |
| 8番 山口 純子 君 | 9番 橋永 芳政 君 |
| 10番 唐杉 純夫 君 | 11番 酒見 喬 君 |
| 12番 本田 眞二 君 | |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(12名)

| | |
|-------------------|---------------|
| 町 長 上田 数吉 君 | 会計管理者 木村 浩二 君 |
| 副町長 本山 一男 君 | 総務課長 堀 賢司 君 |
| 教育長 大里 耕守 君 | 福祉課長 坂井 智徳 君 |
| まちづくり推進課長 大木 義隆 君 | 建設課長 古澤 平 君 |
| 教育課長 大石 和幸 君 | 住民課長 菅原 力 君 |
| 経済課長 西田 裕幸 君 | 延寿荘長 福田 恵美子 君 |

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 松本 寛 君 書記 橋本 恵 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 起立。礼。おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 議案第72号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

○議長（本田眞二君） 日程第1、議案第72号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。ただ今から討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第72号 専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第2 議案第73号 南関町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第2、議案第73号、南関町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第73号、南関町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第74号 南関町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第3、議案第74号、南関町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第74号、南関町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第75号 南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第4、議案第75号、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第75号、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第76号 平成25年度南関町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（本田眞二君） 日程第5、議案第76号、平成25年度南関町一般会計補正予
算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第76号、平成25年度南関町一般会計補正予算（第3号）につい
ては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第77号 平成25年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（本田眞二君） 日程第6、議案第77号、平成25年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第77号、平成25年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第78号 平成25年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（本田眞二君） 日程第7、議案第78号、平成25年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第78号、平成25年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第79号 平成25年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（本田眞二君） 日程第8、議案第79号、平成25年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第79号、平成25年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第80号 平成25年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（本田眞二君） 日程第9、議案第80号、平成25年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第80号、平成25年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第81号 平成25年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（本田眞二君） 日程第10、議案第81号、平成25年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第81号、平成25年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第82号 平成25年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号) について

○議長(本田眞二君) 日程第11、議案第82号、平成25年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(本田眞二君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(本田眞二君) 討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(本田眞二君) 異議なしと認めます。

従って、議案第82号、平成25年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第83号 平成25年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算(第2号) について

○議長(本田眞二君) 日程第12、議案第83号、平成25年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(本田眞二君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(本田眞二君) 討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第83号、平成25年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第84号 南関町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（本田眞二君） 日程第13、議案第84号、南関町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第84号、南関町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議員提出議案第5号 南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第14、議員提出議案第5号、南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。

10番議員。唐杉純夫君。

○10番議員（唐杉純夫君） おはようございます。

ただ今より、議員提案、南関町議会委員会条例の一部改正について、提案をいたします。平成25年12月。

提案者、唐杉純夫。賛成者、鶴地仁。

条例第2条、委員会の名称、委員の定数及び所管に関する条例の一部改正について、次のとおり提案する。

改正の目的。所管変更を行い、各種施策の長期的かつ一体的な取り組みを行うことで、住民福祉の向上に資する。

提案理由。現在、議会の常任委員会は、総務文教常任委員会と産業厚生常任委員会の2委員会で構成されている。子どもの育児、教育を考えると、幼稚園は、教育課の所管で、総務文教常任委員会の所管であるが、保育園は、福祉課の所管で、産業厚生常任委員会の所管となっている。卒園後の小中学校は、教育課となり、総務文教常任委員会の所管であるが、子育てや教育は、継続した一体的な施策を行うことは、効率的であり、重要であると考え。一方、農政を例に挙げれば、経済課の担当で、所管は、産業厚生常任委員会となっている。事業費や予算といった面を考えると、財政計画等、長期的な展望が必要であることから、財政・総務課との連携は、必要不可欠である。かかることから、南関町議会委員会条例第1章、第2条、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管に関する条例の一部を次のとおり改めるよう、提案するものである。

改正の内容。

改正前 1、総務文教常任委員会6人。庶務、財政、消防、文教及びその他産業厚生常任委員会に属しない事項。を、

改正後 1、文教厚生常任委員会6人。教育課、福祉課、住民課の所管に属する事項。に改める。

改正前 2、産業厚生常任委員会6人。厚生、産業に関する事項。を、

改正後 2、総務産業常任委員会6人。総務課、建設課、経済課、まちづくり推進課の所管に属する事項及びその他文教厚生常任委員会の所管に属しない事項。に改めるものである。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） ただ今から質疑を行います。質疑ありませんか。

9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） この議員提出議案というようなことでやっておりますけれども、この議案につきましては、みんなで審議をされた上での提出なのか、それとも一部の人間で、提出者だけの考えで出されておるのか、その辺を聞きたいわけですが。

○議長（本田眞二君） はい、提案者。

○10番議員（唐杉純夫君） 今までの経緯をたどってまいりますと、一部であろうが、全部であろうが、あんまり関係がなく、議論的には尽くされておるわけです。した

がしまして、その問題については、一部であるということは、従来のやってきたことについては、もう関係がないというようなこととなります。以上です。

○議長（本田眞二君） はい、9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） 今、一部だろうが、みんなで検討したことであろうが、関係がないというふうなことで答弁を受けたわけでございますけれども、非常に私たちは、憤慨しておるわけでございます。こういった議員提出議案というのは、1人でも反対のないようなかたちで、議員みんなが、意思の疎通を図りながら、こういった議案をつくって、そして、提出をするというのが普通じゃないでしょうか。そうしないと、今度はこれを改正をしても、次また一部の人間でこういうことをやれば、また協議をしなければいけないということでございます。そして、この件につきましては、11月22日に始まって、それでも話し合いがつかなかったということで、今度は、12月2日にわざわざ、この暮れの忙しい日に、日にちを設けて、全員協議会をしたと。その中で、いろんな案が出る中で、議長は、最後に今度の16期の議員さん方で、十分話を煮詰めて、新しい議員たちで、それを議論して、決定するべきではなかろうかということで、皆さん、ここにおられる議員は、一部の人間は反対だったかもしれませんが、ほとんどの方が、議長案に賛成をされて、散会を得たということです。そして、また、こういうことで1週間もしないうちに、こういうのを出すと。議員のモラルと言いますか、議員の資質と申しますか、悪質ですね。こういうことであれば、みんながお互いで、南関町を支えていけないといけない中で、こういう議員間の不信を招くようなこういう提案をするのは、おかしかです。昨日も誰かが言うておりました。勉強をしないといけない。議員は、勉強をしないといけない。議員が、勉強をした人が言ったんだらうと思いますが、してないのと一緒にです。こういうのを出すのは。まさに、15期の議会を分散するような、議員同士の仲を裂くような案をつくっているわけです。そういうことで、議員が務まると思いますか。内容を見てみると、所管課をこうしてありますけれども、所管課をはっきりさせて分ければ、非常にこっちあたりあっちあたりして、庶務的なことで分けるならわかりますけれども、こういうことで、所管課を分ければ、非常に行き先が不安がられるわけですが、この中で、予算が伴うから、これだと。予算は、みんなに伴うわけです。どこの課でも。だから、こう分けたということですが。それについては、どうでしょうか。返答をお願いします。

○議長（本田眞二君） 提案者。

○10番議員（唐杉純夫君） 何回でもいいの。

○議長（本田眞二君） はい、1問に1答、答えてください。

○10番議員（唐杉純夫君） 問題は2つあったと思いますけど、1つは、今まで論議

を尽くされてなくて、議長が、ああいう結果をやったということに対して、私自身は、大きな疑念を持っているわけです。と言いますのは、あれは、議長も知っておるように、今年の15期の当初からの懸案事項だったわけです。それに対して、新人の15期の皆さんが、それは自分は分からないから、もう少し自分たちの経験を積んだ後で、この委員会の構成については、決めたらどうかという意見が強くて、なるほどな。そうだな。ということで、それでなったわけです。しかしながら、この間の全協の結果では、それがまた蒸し返された形で、来期にまた持ち越すとか、そういうことになっております。それが、1つの、橋永議員の言われたことに対する私の答えです。

それから、勉強の云々ということを言われましたですけど、私自身は、非常に総括的なものであるわけですけども、産業廃棄物にこだわっております。産業廃棄物の決定たるや、みんな勉強した結果ですかね。あれは。私は、そうは思っていない。勉強が足らなくて、町長の言うことに、金魚のフンでくっついていただけじゃないですか。そういうような奴が、勉強が足りないって言うことを言ったわけですけど。

○議長（本田眞二君） 10番議員。文言、発言に対しては、慎重にお願いします。

○10番議員（唐杉純夫君） 慎重に言ってるつもりだけど。もう私の意見は、それです。とにかく、これが私の意見です。

○議長（本田眞二君） 「金魚のフン」という文言は、取り消してもらえますか。

○10番議員（唐杉純夫君） はい、取り消します。失礼しました。

それから、もう1つは、財政の件が言われておりましたけど。財政の件も、今後は、やっぱり、非常に難しい段階が出てくるんです。普通建設事業費ですとか、農政費とか。そういったものは、長期的に展望しなければならんということもございまして、総務のウエイトがかなり大きくなると思います。そういうところで、こういう分け方をしたほうが、ベターじゃないかなと思います。以上です。

○議長（本田眞二君） はい、9番議員。3回目です。

○9番議員（橋永芳政君） 最後ですね。

産業廃棄物の最終処分場の建設に反対だから、これを出したと言われるのは、ちょっとおかしいんじゃないかと。

○10番議員（唐杉純夫君） 勉強はしとらんって、お前が言ったからそげん言うたった、俺が。

○議長（本田眞二君） 静かにしてください。

○9番議員（橋永芳政君） それと、財政的には、返答は、これで云々ということ言われたんですが、それなら、福祉課なんかは、後期高齢者・高齢者対策、国民健康

保険いろんな形で、長期にわたって展望せないかん。南関町の財政の3分の1ぐらい、3分の1はないですが、20%ぐらいは、そちらのほうに予算を取られている。予算を組まないかん。そういった中で、これの文言とこの分け方は、全然違うじゃないですか。おかしいじゃないですか。その理由をお願いします。

○議長（本田眞二君） 10番議員。提案者。質問に答えてください。

○10番議員（唐杉純夫君） ほかの人にも意見を聞いて。ほかの人にも話をさせて。

○議長（本田眞二君） いえ、質問に対して答えなんという義務が生じております。

（「知恵ば借りんと返答がしきらんとか」との声あり）

○議長（本田眞二君） 静粛をお願いします。静粛をお願いします。議論の場ですから議論を深めることに熱をそそいでください。

○10番議員（唐杉純夫君） 財政が、どこにでも関係してくるじゃないかと。総務でも、福祉とかなんとかでも、影響が出てくるじゃないかと。だから、総務を建設経済のまちづくり推進課とか、そういうところに持ってくるのは、ちょっと趣旨としては、合わんのじゃないかということでございますけど、私の考えはそうじゃないということをおし上げます。

○議長（本田眞二君） ほかに質問はありませんか。

はい。11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） これまでの経緯からみて、私は、質問をしたいと思いますが、この議員提案が出されたときに、当然、事務局としては、これは賛成者おる以上、受け付けなければなりません。その受け付けた提案は、当然、この12月の議会運営委員会で諮られるわけです。他の議案と一緒に。その議案の中で、議運のときに、この議員提出議案についての議論はされましたか。それを、1つ伺います。

○議長（本田眞二君） 質問に答えられるのは、提案者です。本来、議運に関係することですから、議運の委員長が答えるべき点かもしれませんが、提案者も議運に入っておられますので、その範囲内で答えられるべきところを教えてください。

提案者。

○10番議員（唐杉純夫君） 議運では、その話は出ておりません。

○議長（本田眞二君） はい、11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） これは、順序から言いますと、議会運営委員会に諮られて、そして、ここで恐らく、色んな案がそれに対する議論が出たろうと、私は思います。しかし、私たちは、その時、議運の会議に参加いたしておりました。しかし、位置づけが、私たちにとっては、フリーですから、その議運の議会の議題に口を挟むことは、差し控えてくれというようなことを、最初から言われておりましたので、

申しませんでした。この議運の議会のときに、一言もこれに対しては、触れなかったというのが、事実ですね。もし、その時に異論が出ておったならば、これは、議運としては、議長に許可を得ながら、全協を開くべきではなかったかと思いますが。なぜそうされなかったのか、それをお伺いします。

○10番議員（唐杉純夫君） 俺が答えるわけまた。答えてもいいよ。

○議長（本田眞二君） ちょっと時間止めてください。

-----○-----

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問者どうぞ。

○11番議員（酒見 喬君） 質問の趣旨が違うということで、再質問をいたしますが、これは、議運に諮り、そして、そこで異論があった場合は、全協にこれを持ち帰り、皆さんの意見を聞かなければいけない。と思います。そこで、それをされなかった。なぜ、そういうことをされなかったかということ、その前に全協で開いて、同じことをまた繰り返さなければいけない。しかし、それは、当然しなければならない道です。諮らなければならなかったのを、そうしなかった。それで、これは、12月2日に決めた全協で、ほかの人たちの案というものが、全く文言に盛り込まれていない。それで、この提案の内容に対する文言の中に、ほかの議員の案というのが含まれていないと、私は、思っております。そういうことで、なぜこれに含まれていないのか、その辺のところをお伺いしたいと思っております。

○議長（本田眞二君） はい、提案者。

○10番議員（唐杉純夫君） 提案は、ほかの人の意見が入る、入らないは、関係ないわけ。私と賛成者が、こういうことだよ。と言ってから、意見を出して、提案しているわけだから。ほかの人がどうこうということは、関係ないです。

○議長（本田眞二君） はい。3回目です。

○11番議員（酒見 喬君） 分かっております。

このような議員提案をする場合には、議運、全協で、十分諮りながら、これに対する賛成、反対の討論を、当然そこでしながら、賛成議員を連ねて、そして、提出し、そして、それを本会議にかけるとというのが筋だと、私は思っております。その中で、1人の議員が賛成はされておりますが、そういう順序も、道も踏みはずして、提案するということは、全く論外であろうと、私は思っております。以上です。

○議長（本田眞二君） 答弁を求めますか。

○11番議員（酒見 喬君） 求めません。

○議長（本田眞二君） ほかに質問はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） それでは、質疑なしということで。質疑はありました。

8番議員。

○8番議員（山口純子君） 私も、先ほどからお聞きしましたが、この提案者にお尋ねしますが、全部であれ、一部であれ関係ないという言葉をおっしゃいましたね。そして、提出者、賛成者の2人で、そういうことは、まずもって関係ないということが、私は不満ですけど。本当に、この名称の変更は、必要かもしれませんが、私たちのこの議会では、最終最後でございまして、最初、私たちが委員会にしたときも不安で、どういうことかと思いましたが、所管に入れば、そこを勉強して、全員協議会で、すべての協議はなされておりましたけど、このすべての名称は、どなたか、卒業は中学校はとか言いましたが、そういうことは、すべて今までどおりでもいいか悪いかは、私はわかりません。結果として。私たちは、これはもう、私の委員会ではすべてよかったと、私は思っておりますけど。この時期が、なぜ、今の時期か。最初、委員会を結成したときに、協議すべきだったと思っておりますけど。なぜ、今の時期ですか。

○議長（本田眞二君） 提案者。10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 提案者が答えられない場合は、ほかの人に答えてもらったケースが、今まであったよな。

○議長（本田眞二君） あれは、違います。

○10番議員（唐杉純夫君） 違う。

○議長（本田眞二君） 違います。

○10番議員（唐杉純夫君） それなら、答えましょう。

私はね、山口議員が言われたのは、山口議員の個人的な見解ですね。

私は、そうじゃないと。もっと違った見地で、こういう見方があるんだという意見を吐いただけです。以上。

○議長（本田眞二君） はい、8番議員。

○8番議員（山口純子君） 個人的な意見かもしれませんが、私たちの委員会では、まとまっております。そして、なぜ、今の時期かという答えは、なっておりません。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） それは、意見として、そういう意見があったというだけに過ぎない。

○議長（本田眞二君） 8番議員。3回目です。

○8番議員（山口純子君） 意見は、お互いの意見ですけど、賛成者と提出者が、2人だけというのが、私はちょっと不満ですけど。私たちが、委員会でいろんなことをお聞きしましたけど。なぜ、委員会としての総務のほうで出たんですかね。皆さん、全員一致で総務のほうでは、出たんですかね。それを、お答えください。

○議長（本田眞二君） 10番議員。提案者どうぞ。

○10番議員（唐杉純夫君） 何回も言いよるけど。これは、その問題とちょっと違うと、さっきから説明をしてますけど。私と鶴地仁議員が、それを賛成したというような理解にとっただいて結構です。まだ、総務文教常任委員会の、委員会単位で今、話があつとるようですけど、委員会単位でいろいろ議論を詰めれば、それはまた違った意見が出るかもしれないけども、しかし、その反面、そうだそうだという人が、多数出てこられるかもしれない。だから、そのところは、中では詰めてはおりませんですけど、そういう答えしか、私はないです。答えられんです。

○議長（本田眞二君） はい、ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） それでは、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、発言を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。反対の方です。

はい、9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） 今まで、質疑を3人やったわけですが、答えが曖昧で、非常に、今後も不安視されるわけですね。これが通れば。そして、ほかの議員さん方も私だけじゃなくて、ほかの議員もそうだろうと思います。一応、その1つの議題を、みんなで共有して、検討した結果が、こういうことになったということであれば、私は賛成しますけれども、賛成者と提出者と、2人で決めたということと言われておりますが、まさに理不尽なことがございます。

よって、私は反対いたします。

○議長（本田眞二君） 次に、賛成の発言を許します。

4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 過去に遡って、説明をしたいと思います。12月2日の全協で、3月から6月の間に改正案の検討を、16期で議論するということが、議長の発言で、一方的に提案されて、問題が持ち越してしまっています。広報委員会調査のことまで、当然、16期議会で十分、議論すべきであるとは思いますが、しかし、このたびの議員提案で、提案して、議決したら、あとは知らんということでは全く

ありません。3月から6月にかけて、議長が言われた委員会構成のことも、新議員で再度、議論することも十分大切なことであり、それが十分できると思います。

12月2日の全協では、議長の発言だけで終わっております。16期に任せるというふうな、15期は、ここまでで終わりというような決を採っておられません。誰と誰が、それでいいという決も採っておられません。それで、15期議会で、持ち越しになっておりますので、これはやはり15期議会で決着をつけておくべきだというのが、1つあります。それから、11月22日の全協でも、いろいろ検討されております。いろんな意見が出ました。それでも、議論が迷走し、全くどうするか、決着がつかなかった。そして、議論が打ち切られてしまった。だから、議員提案で、唐杉議員が提案され、私が賛成したとなります。それで、提案の要件は満たしております。

それから、先ほど、財政のことで出ておりましたけれども、予算、そういったものは、当然、どの課でも関係します。それぞれの課で、いろいろ検討されますけれども、それを大まかに一括して担当するのが、総務だと思います。ですから、委員会の構成を、総務、建設、経済、そっちの方面でやったと。そして、私の賛成した案は、文教と厚生だけは、やはり一緒にしておくべきだということで、賛成の立場をとったものです。以上です。

○議長（本田眞二君） はい、次に、反対者の発言を許します。

11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 私は、非常に残念です。

この常任委員会のあり方については、これは皆で協議をしながら、見直していいと思っておりました。しかしながら、このやり方に、非常に不備があったと思っております。

反対の意見を申し上げますが、今月12月2日に、全員協議会で十分時間を取りながら、協議をしましたが、結論には至りませんでした。その結果、議長の取りまとめとして、新しい議員を含めた16期になってから、十分に時間をかけ、理解をした上で、常任委員会のあり方を決めたらどうかというような議長の提案でした。その時に、みんな、何の異論も出ませんでした。それで、議長は、それでいいですね。というような念を押して、そのような結論になったわけでございます。それから、2日後になってから、議員提出議案が提出されました。それを聞いた時に、私は、非常にびっくりいたしました。仕方がないとはいえ、その行為は、けっして常識のあるものとは思えませんでした。なぜならば、あの全員協議会の結論は、何だったのでしょうか。あのときの皆の思いを踏みにじったものと思えません。提出された議案の内容は、それぞれの議員の思いは、1つも入っておらず、ひとりよ

がりの案にすぎません。全員協議会で決めたように、全員で案を出し合いながら、みんなが納得しあえるようなすばらしい常任委員会を構成すべきではないでしょうか。先日、学識経験者の人から、議員諸君はもっと勉強しろと、皮肉めいた叱咤激励を受けました。言われるように、私たちは、勉強が足りないかもしれません。しかしながら、みんな、それなりに勉強し、一生懸命努力し、町のため、町民のために取り組んでいるのです。ひとりよがりの協調性のない無理難題を通そうとする常識のない議員は、1人もいないと、私は、信じております。そのようなことから、次回ここに戻れるか、戻れないかは分かりませんが、戻れたその暁には、みんな、協議し、立派な常任委員会を構築しようではありませんか。そのような観点から、私は、この議案には、反対いたします。以上です。

○議長（本田眞二君） 次に、賛成の発言を許します。

賛成者。

6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） はい。私は、賛成の立場で発言をいたします。

今、提案の唐杉議員、また鶴地議員のほうからあったとおりでございますが、私は、この形は、大変自然な形だなと素直に思いました。良い形を出していただいたなと思います。そもそもでございますが、常任委員会の権限、役割というのは、調査権と審査権というのがございます。審査権は、請願・陳情のことを審査する。調査権というのは、あるいろいろなことが出てきたときに、その状況をきちっと把握をして、分析をして、問題を見いだして、そして、この問題を解決または、改善、良い方に持っていく。その1つの結論を出すというのが、使命であろうと思います。議会というのは、民主主義でございます。多数決の原理で進んでいく。その多数決の一番尊重すべきことというのは、少数意見にもきちんと耳を傾けることでもあります。今回、子どものことが書いてあります。いろいろ思い出すことはありますけれども、子どもたちのこと、お年寄りのこと、声なき声、小さい声、聞こえない声をしっかり聞いていくのが、議会の役割であろうと思います。住民福祉の向上が、議会に課せられた役割である。それに、私は、今回の提案、近づいていくものであると、自然な形に近づいていくものと思います。15期の中で、今回、修正すべき点が表れてきました。今までの議論で出てきました。これを、15期のうちに修正をしておくということは、私たちの立つ鳥跡を濁さず、きちっと修正をして、次に繋げることでありたいと思っております。そのようなことを考えつつ、昨日、一般質問をされました唐杉総務文教常任委員長最後の挨拶がございましたが、いくつかの言葉を、今、思い浮かべながら、私は、今回の議員提案、一部条例改正について、賛成をする考えに至ったわけでございます。是非、良識ある判断、そして、最後は、

多数決ではございますが、少数意見も参考にしながら、しっかり進んでいかなければならないと思います。以上で、私の賛成意見を終えます。以上です。

○議長（本田眞二君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

3番議員。

○3番議員（打越潤一君） はい。私も、先輩議員がおっしゃいましたけど、一応、全員協議会あたりもありました。しかし、この提案の分についての議論といたしますか。そういうものはあっておりません。こういうのも、やっぱり提案をする以上は、議員全部で議論をしてから、出すべきではなかろうかと思えます。そういうことで、私は、反対します。

○議長（本田眞二君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

おられませんか。

それでは、討論を、ここで終わりとしませんが、よろしいですか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 以上で、討論を終わります。

これから議員提出議案第5号を採決します。

本案は、起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（本田眞二君） 起立多数です。

従って、議員提出議案第5号、南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

平成22年6月議会から継続審査の分

・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

○議長（本田眞二君） 日程第15、委員会報告についてを議題にします。

産業厚生常任委員会に付託しました陳情第10号、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

産業厚生常任委員長、山口純子君。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） おはようございます。報告いたします。

平成25年12月20日。

南関町議会議長、本田眞二様。

産業厚生常任委員長、山口純子。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により、報告します。

受理番号、陳情第10号。

付託年月日、平成22年6月21日。

件名、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情。

審査の結果、採択といたします。

委員会の意見としまして、関係機関と協議、改善を行い、結果が少しずつ見られてきました。しかし、臭気については、陳情者の意にかなわないが、臭気対策協議会を設立し、継続的に対応されています。今後も、対策の継続は必要であると思われます。

措置としまして、南関町議会会議規則第94条第3項の規定により、審議結果を町長に送付することにしました。

以上、報告いたします。

○議長（本田眞二君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから陳情第10号を採決します。

お諮りします。

陳情第10号に対する委員長報告は、採択とすることです。

委員長報告のとおり、採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） 全員起立です。

従って、陳情第10号、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情は、採択とすることに決定しました。

ただ今、採択されました陳情は、執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにいたします。

-----○-----

日程第16 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第1号 建設業従事者アスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける陳情書

○議長（本田眞二君） 日程第16、委員会報告についてを議題にします。

産業厚生常任委員会に付託しました陳情第1号、建設業従事者アスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける陳情書について、委員長より審査結果の報告書が提出されていますので、報告を求めます。

産業厚生常任委員長、山口純子君。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） 報告いたします。

南関町議会議長、本田眞二様。

平成25年12月20日。

産業厚生常任委員長、山口純子。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により、報告いたします。

受理番号、陳情第1号。

付託年月日、平成25年12月17日。

件名、建設業従事者アスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける陳情書。

審査の結果、採択といたします。

委員会の意見、アスベストの被害は、多くの労働者、国民に広がっている。当町にも、被害者がおられる。東日本大震災のがれき処理について、被害の拡大が心配される。国が、建築基準法などのアスベストの費消を進めた大きな原因である。

よって、建設アスベスト被害者と遺族の生活ができる救済の実施と、被害の拡大を根絶する対策が必要と思われる。

以上、報告いたします。

○議長（本田眞二君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長報告は、採択とすることです。

委員長報告のとおり、採択とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（本田眞二君） 全員起立です。

従って、陳情第1号については、委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただ今、町長ほかから、議案第85号、指定管理者の指定についてなど、3件が提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第85号、指定管理者の指定についてなど3件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 配付漏れなしと認めます。

事務局長に議案名の朗読をいたさせます。

○議会事務局長（松本 寛君） [議案書朗読]

-----○-----

追加日程第1 議案第85号 指定管理者の指定について

○議長（本田眞二君） 追加日程第1、議案第85号、指定管理者の指定についてを議題にします。

提出者の説明を求めます。

はい、町長。

○町長（上田数吉君） おはようございます。

第85号の提案につきましては、これまで大変皆様方にご心配をかけておりました。うから館の指定管理者の指定の説明を、担当課長よりさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田眞二君） はい、福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） それでは、第85号議案、指定管理者の指定について、提案理由及び内容のご説明を申し上げます。

南の関うから館指定管理者につきましては、南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例第9条及び第10条の規定により選定を進めてまいりました。

このことによりまして、南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例第6条第1項の規定に基づく指定管理者を次のように指定するものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。

南関町南の関うから館。

2、指定管理者となる団体の名称及び所在地。

株式会社グッドスタッフ。

熊本県菊池郡大津町大字室686番地1

3、指定の期間。

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで。

提案理由といたしまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 昨日、全協でたくさんの議員諸君が、ご意見、質問がออกมาして、非常に私の12年間の中では、一番活発な議論が戦わされたと思っております。その中で、やっぱり、一番私自身で気になりましたことは、1,500万円で確かにやれるのかいというのが、一番にございまして。それに対しては、いろいろな方からの、有識者の方をはじめとして、そういう方からのもう大丈夫だろうという意見があって、たぶん大丈夫だろうというようなことで、決められたと思っておりますけども。そのところが、一番私は、気になっておりますので、全協でも申し上げましたけども、引き続き、その辺についての、管理と言いますか、株式会社グッドスタッフに対しての、監督チェックというか。チェックという言い方は、お

かしいかもしれませんが。その辺を十二分に、今後、怠りなくやっていただきたいと、そして、また途中で投げ出さないようにするための縛りを、ちょっと契約者の文案の中で、工夫していただいたらと思います。

私は、基本的に賛成でございます。

答弁はいりません。

○議長（本田眞二君） 答弁はいらぬということですので。ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） 全員起立です。

従って、追加日程第1、議案第85号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第2 議員提出議案第6号 建設業従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書（案）

○議長（本田眞二君） 追加日程第2、議員提出議案第6号、建設業従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書（案）についてを議題にします。

職員に議案を朗読させます。

はい、事務局長。

○議会事務局長（松本 寛君） 朗読いたします。

議員提出議案第6号。平成25年12月20日。

南関町議会議長、本田眞二様。

提出者、南関町議会議員山口純子、賛成者、南関町議会議員打越潤一、賛成者、南関町議会議員田口浩、賛成者、南関町議会議員橋永芳政、賛成者、南関町議会議員酒見喬。

建設業従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書（案）。

上記の件を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

建設業従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書。

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は多くの労働者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修、解体に伴うアスベストの飛散が起これ、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。東日本大震災で発生した大量のガレキ処理についても被害の拡大が心配されています。

欧米諸国が製造業の従事者に多くの被害者を出しているのに比べ、日本では建設業就業者に最大の被害者が生まれていることが特徴です。それはアスベストのほとんどが建設資材として、建設現場で使用され、国においても、建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベストの使用をすすめたことに大きな原因があります。

特に建設業は重層下請け構造が多く、様々な現場に従事することから、労災に認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償もありません。

また、被害者の多くが高齢化し、それに伴う病状の進行を考慮すれば、被害者救済の速やかな対処が求められます。

よって、建設アスベスト被害者と遺族が生活する救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策及びアスベストの拡散を防止する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期の解決を国に要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日。熊本県玉名郡南関町議会。

提出先、内閣総理大臣安倍晋三殿。厚生労働大臣田村憲久殿。経済産業大臣茂木敏充殿。環境大臣石原伸晃殿。

○議長（本田眞二君） お諮りします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議員提出議案第6号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。ただ今から討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議員提出議案第6号、建設業従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第3 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（本田眞二君） 追加日程第3、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会議日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本会議に付議されました案件はすべて終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、議決事件の字句の整理を議長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これをもちまして、平成25年第4回南関町議会定例会を閉会します。起立。礼。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前11時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録
平 成 2 5 年 第 4 回 定 例 会

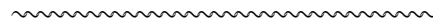
平成26年3月発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 本 田 眞 二

編集人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 松 本 寛

作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス

電 話 (096) 372-1010



南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316

電 話 (0968) 53-1111